

岩手県スポーツ推進審議会条例をここに公布する。

平成23年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第75号

岩手県スポーツ推進審議会条例

岩手県スポーツ振興審議会条例（昭和37年岩手県条例第17号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、岩手県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第5条 審議会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前のスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第4項の規定により委員に任命された者で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に当該委員の任期に残任期間があるものは、施行日に、この条例による改正後の岩手県スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により、委員として任命されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、当該残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に岩手県スポーツ振興審議会規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第5号）第2条第1項の規定により定められた岩手県スポーツ振興審議会の会長である者又は同条第4項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、施行日に、新条例第3条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。